

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 岩本 守 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

障害者の権利と雇用が未だに、  
保障されていない為

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

言葉が聴えない方や、話しにくい方にも  
等しく、市民サービスを提供していく為

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない

④ その他 [ ]

その理由

茨木市役所内部だけでなく、課題であり、  
茨木市全体で、考えていく課題である。

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない

4. その他 [ ]

その理由

障害者福祉サービスと介護サービスを  
一体的に考えるべきではない

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- ① 茨木市としても24時間介護が必要である。
- ② 茨木市として24時間介護が必要ではない。
- ③ どちらとも言えない
- ④ その他

その理由

障害者の生活を支援していく為

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- ② ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- ③ どちらとも言えない
- ④ その他

その理由

広く周知し、体制を整えていくべきである。

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

必要である。

5-②同行援護について

必要である。

6. 市民会館について

市は具体的な提案を採り、  
計画的に進めたいと考えています。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム (IDF)